



浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本 哲 治

浦添市規則第 42 号

浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則（令和7年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第4条第1項中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第3号とし、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則（令和 7 年規則第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則 令和 7 年 6 月 20 日 規則第31号 （図面等の写しの交付） 第 3 条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 都市計画法第29条及び第43条の規定に基づく開発行為許可申請等</u> <u>図面等の写しの交付を受けようとする者は、開発行為許可申請等図</u> <u>面等の写しの交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。</u> （減免の申請） 第 4 条 条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により手数料の減額又は 免除を受けようとする者は、申請手数料減免申請書（<u>様式第 4 号</u>） を市長に提出しなければならない。 2 条例第 8 条第 3 項の規定により手数料の免除を受けようとする者 は、図面等の写しの交付申請手数料免除申請書（<u>様式第 5 号</u>）を市 長に提出しなければならない。 <u>様式第 3 号（第 3 条関係）</u> 〔略〕 <u>様式第 4 号（第 4 条関係）</u>	浦添市建築確認申請等手数料条例施行規則 令和 7 年 6 月 20 日 規則第31号 （図面等の写しの交付） 第 3 条 〔略〕 2 〔略〕 〔削る〕 （減免の申請） 第 4 条 条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により手数料の減額又は 免除を受けようとする者は、申請手数料減免申請書（<u>様式第 3 号</u>） を市長に提出しなければならない。 2 条例第 8 条第 3 項の規定により手数料の免除を受けようとする者 は、図面等の写しの交付申請手数料免除申請書（<u>様式第 4 号</u>）を市 長に提出しなければならない。 〔削る〕 <u>様式第 3 号（第 4 条関係）</u>

〔略〕

様式第 5 号（第 4 条関係）

〔略〕

〔略〕

様式第 4 号（第 4 条関係）

〔略〕